

新潟市病院事業運営審議会設置条例

(平成19年12月18日 条例第83号)

(設置)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、病院事業の運営に関して必要な事項を調査審議するため、新潟市病院事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 新潟県医師会の会員
- (2) 新潟市医師会の会員
- (3) 新潟大学医学部の教授等
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 公募により選考された者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に幹事若干人を置くことができる。

- 2 幹事は、関係団体及び市職員のうちから管理者が委嘱し、又は任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について専門的に調査及び研究にあたり、委員を補助する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、新潟市民病院事務局において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において、廃止前の新潟市病院事業運営審議会規則（昭和45年新潟市規則第33号）第2条第2項の規定により新潟市病院事業運営審議会の委員（以下「旧委員」という。）に委嘱されている者は、この条例による新潟市病院事業運営審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その者の任期は、第3条の規定にかかわらず、旧委員の残任期間とする。